

提 言 書

平成23年9月13日

自治労小樽市役所職員労働組合
委員長 岩本 毅 殿
小樽市役所職員労働組合連絡協議会
議長 岩本 毅 殿

小樽市職員の政治資金規正法
違反事件に関する調査委員会
委員長 肘井 博 行

【提言の趣旨】

小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関し、貴組合ないし貴協議会が事件発生の原因及び再発防止策について検討するよう提言いたします。

【提言の理由】

本件は、小樽市の職員組合にとって、①組合員が勤務する職場において、②主として上司が勤務時間中に怠業して職場の健全な環境を害し、③その地位を利用して部下に対して不本意な金銭の提供と特定候補者への協力を強制することによって部下の思想信条の自由を侵害し、ないしは違法行為に加担させ、④関係する各公務員の政治的中立性を損なうとともに、⑤組合が組織として支持する人物が立候補している選挙の公正を害する行為を行っていたのではないかと、との疑問を惹起する事件であり、⑥さらに職員組合の役員経験者も処分を受けた事件であった。

この事案の性質に鑑み、当委員会は小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関し、市職労の委員長であり、かつ市連協の議長である岩本毅氏にヒアリングを行った。

ヒアリングにおいて、同委員長からは、①マスコミ報道以前には本件の事実及び過去の類似行為の存在は知らなかった、②本件パーティー券の売買は管理

職間においてなされたものであって、これに関与した組合員はいない、③したがって、本件に対しては組合として何らかの対応をすることは考えていない、④仮に、上司が部下にパーティー券の購入を依頼していた事実を知っていたり、あるいは売買されたパーティー券が組合が支持する候補者以外のものであった場合には、組合及び組合員の反応も多少は変わっていたかもしれない、との認識が示された。

この認識が示す事実を照らすとき、本件において職員組合がその本来の役割を十分に果たしえたかについては疑問が残るところである。

何故ならば職員組合の主たる使命は、職員の諸権利を守り、職員のより良い勤務条件を獲得し、そのための政治的な諸課題を公正な選挙等を通じて実現するという点にあるのだから、組合は、これらの目的を阻害する要因に対しては、それが管理職や組合員の行為であるか否かに関わらず十分な注意を払うべきであり、これを察知した場合には事前であれ事後であれ、その解決に必要な措置を講ずべきものと考えられる。

本件においては、冒頭に示す様々な問題性をはらむ職場内の違法行為に対し、職員組合の関心は一貫して薄いように見受けられるが、職場内における法令遵守の励行はひとり組合員の権利擁護にとつてのみならず、市役所全体の健全性と市民からの信頼確保に資するものである。

当委員会はこれらの認識に基づき、職員組合もまた、今後更に法令遵守に向けた監視の強化と職員の意識向上への取組みに努力されることを期待しつつ、この旨提言する次第である。

なお、当委員会は、本来市長に対し、本件の事件の概要、事件発生の原因を調査し、再発防止策を提言することを任務とするものであるが、本提言を市長を介して労働組合に提言するよう求めることは、両者が労使関係にあることから不適切だと考え、当委員会から直接貴組合及び貴協議会宛提言するものである。